

非常変災時における措置について（2018.9.5より適用）

1 **午前7時現在**

枚方市、東部大阪もしくは大阪府に

特別警報が発表されているときは、**臨時休校**。

暴風警報または**暴風雪警報**が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

枚方市に

大雨警報または**洪水警報**が発表されているときは、登校させないで**自宅待機**。

2 **午前9時現在**

暴風警報、**暴風雪警報**、**大雨警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

（10時30分までに登校。学校給食はあります。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

3 **午前10時現在**

暴風警報、**暴風雪警報**、**大雨警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第4校時より授業を行います。

（11時30分までに登校。学校給食はあります。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き**自宅待機**。

4 **正午現在**

暴風警報、**暴風雪警報**、**大雨警報**、**洪水警報**が解除されたときは、第5校時より授業を行います。

（13時00分までに登校。）

いずれかが発表中の場合は、**臨時休校**。

5 **登校後**

枚方市、東部大阪もしくは大阪府に

特別警報が発表されたときは原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報または**暴風雪警報**が発表されたときは、すみやかに下校します。

枚方市に

大雨警報または**洪水警報**が発表されたときは、すみやかに下校するあるいは学校に待機する等、雨量・道路状況により判断します。